

本協会、投資信託協会、全国証券取引所は、今般、「平成 24 年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。

本要望は、中長期的に国民一人ひとりの生活を向上させ、かつ、我が国経済の安定的かつ持続的な成長を図るため、①金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置、②個人投資者の利便性等に配慮した日本版 I S A の簡素化等に係る措置、③公社債市場の活性化に向けた税制措置、④特定口座制度等の利便性向上に係る税制措置、⑤社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置等について要望するものである。

本要望の全文は、以下のとおりである。

平成 24 年度税制改正に関する要望

平成 23 年 6 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は長期にわたり低迷を続けており、今後も、我が国における少子高齢化の進展及び継続的な人口減少と、それを上回る速度で労働力が減少することが見込まれています。

また、本年 3 月に発生した東日本大震災は、未曾有の巨大地震・津波により甚大な人的及び物的損失をもたらし、我が国は戦後最大の困難に直面しています。かかる困難は、国民が一致団結し、総力を結集することにより、必ず克服できるものと信じておりますが、経済活動への悪影響やその復興のために必要とされる財政政策による公的債務問題など、その先行きには多くの不安要素を抱えている状況といえます。

こうした中、復興のための諸施策が最優先課題であることはもとより、中長期的には国民一人ひとりの生活を向上させ、かつ、その安定的かつ持続的な成長を実現していくことが我が国経済の最重要課題といえます。

そのためには、経済の重要なインフラであり、家計の資産運用と企業等の資金調達を連携する機能を担う証券市場を、公正で透明性が高く、活力があり信頼できる市場として整備及び確立することが急務となっています。また併せて、成長著しいアジア地域の成長エネルギーを取り込み、市場を通じた内外資金フローを拡大することにより我が国経済の発展を図る観点から、我が国金融資本市場の国際競争力の強化も喫緊の課題となっています。

証券界では、こうした認識のもと、重要インフラである金融証券税制について、その実現に相応しい制度改革が必要と考えます。

個人を含む幅広い投資者による金融商品への投資を促進すべく、頻繁な制度変更や複雑な条件付加は極力避け、恒久的でわかりやすく簡素な税制を提供するとともに、金融商品間の中立性に配慮された、投資リスクの軽減ができる税制を目指すべきと考えます。具体的には、総合課税ではなく現行の分離課税を前提とした制度改革を目指すべきと考えます。

また、少子高齢化の進行や人口減少という社会構造の変化を見据え、将来的には、例えば、企業年金を始めとする私的年金のより一層の拡充策や、教育のための税制優遇制度の創設など、より豊かで活力に富んだ社会を構築するための制度のあり方についても検討していくべきであると考えます。

なお、先般、政府及び与党では「社会保障・税番号要綱」を取りまとめたところですが、単に社会保障や税務など行政分野だけの利用にとどまらず、実務的な課題を十分に検証したうえで、例えば口座開設時等における告知及び本人確認の簡素化など、国民及び金融商品取引業者等についてもそのメリットが享受できるよう「番号」の利用場面を拡大すべきと考えます。

つきましては、平成 24 年度税制改正に関しまして、次の事項（注）を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

（注） 本件要望事項につきましては、昨年 12 月 16 日に閣議決定されました「平成 23 年度税制改正大綱」に盛り込まれた金融証券税制の改正項目に係る税制改正法案が成立することを前提としております。

I. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取り扱うため、幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること
2. 外国市場デリバティブ取引（カバードワラントを含む。）の差金等決済に係る取引損益を申告分離課税とすること
3. 特定口座において上記 1. 及び 2. に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること
4. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること
5. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を 3 年間から 7 年程度に延長すること

（注1） 上記 1. 及び 3. を実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること

（注2） 公社債等に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債等に係る損益通算については、公社債等の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債等を対象とすること

- (注3) 金融商品に係る譲渡所得等の通算範囲については、上場並びに公募及び売出しによる金融商品間に限定することなく非上場並びに私募及び私売出しによるものも対象とすること
- (注4) 非課税主体（非居住者又は外国法人及び金融機関等）が利払日に保有している公社債の利子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除（非課税）とすること

Ⅱ. 個人投資者の利便性等に配慮した日本版 ISA の簡素化等に係る措置

- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版 ISA）について、その拡充を図るとともに、個人投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする

Ⅲ. 公社債市場の活性化に向けた税制措置

1. 特定振替社債等及び民間国外債の利子等の非課税制度の適用を受けない「特殊関係者」から、当該社債等の発行者のグループ会社である一定の要件を満たす海外証券業者等を除外すること
2. 特定振替社債等及び民間国外債に係る「特殊関係者届出書」等の提出時期を見直すこと
3. 公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」等の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること

Ⅳ. 相続・贈与・遺贈に係る税制措置

- 経済金融情勢の急変や大規模災害等による市場価格の急激な下落などの不慮な事象への対応として、株式及び株式投資信託の相続、贈与又は遺贈について、その評価額を「現行制度の 70%相当額」又は「課税時期から起算して 1 年前の日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること

V. 投資信託等に係る税制措置

1. 外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 の適用対象とすること
2. ETF（特定株式投資信託）の償還について有価証券に加え、有価証券と金銭との混合、現金による償還を可能とすること
3. 投資法人等に係る宅地等取引の場合の不動産取得税の軽減措置（宅地等の課税標準を 1/2 とし、土地・住宅の税率の本則 4%を 3%に軽減するもの）を延長すること
4. 投資法人に課されている支払配当損金算入要件の一つである SPC 等への出資規制を撤廃又は緩和すること
5. 投資法人において、税法で定める配当要件（90%超配当要件）を満たした分配を行った場合には、当該投資法人の当該期に上げた収益については法人税の課税を免除し、分配後に投資法人に残された残余の未払い収益について法人税の支払が発生することなく内部積立を可能とすること

VI. 確定拠出年金制度に係る税制措置

1. 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
2. 「災害時特別引出制度」及び「災害時特別融資制度」を導入すること
3. 困窮時に加入者の個人勘定資産を一時的に引き出せる措置を導入すること等、中途引出し要件を緩和すること
4. 拠出限度額の水準を引き上げること
5. 加入対象者を拡大すること

VII. 勤労者財産形成住宅/年金貯蓄に係る税制措置

1. 勤労者財産形成住宅/年金貯蓄について、退職等の不適格事由が生じた日から起算して 2 年を経過する日以前に支払われる利子又は収益の分配等は非課税とすること
2. 勤労者財産形成住宅貯蓄について、退職等の不適格事由が生じた日から起算して 2 年を経過する日以前の適格払出しは非課税とすること

VIII. 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

1. 贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合、贈与による同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めること
2. 以下の上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額は、総平均法に準ずる方法により計算した金額ではなく、当該上場株式等の取得に要した金額とすること
 - ① 相続、贈与又は遺贈により取得した上場株式等（被相続人、贈与者又は包括遺贈者が持株会等口座で取得した上場株式等を含む）
 - ② 上場等の日の前に取得した上場株式等
 - ③ 非上場会社の株主に対して、合併等により交付された上場株式等
3. 特定口座のみなし廃止制度を廃止すること
4. 年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡等及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客に対する特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすること

IX. 国際課税に係る税制措置

1. 非居住者又は外国法人が所有又は貸借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）としないこと
2. 租税特別措置法上の「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」（第 66 条の 6 以下）に関して、「請求権勘案直接保有株式等の占める割合」を判断する時点を規定する租税特別措置法施行令第 39 条の 19 第 8 項等の適正化を図ること

X. 告知及び本人確認等に関する税制措置

1. 税法上の告知において必要とされる本人確認書類の範囲を拡大すること
2. 既に税法上の告知を行っている顧客が、特定口座の開設届出を行う場合等であって告知内容に変更がないときには、新たな告知並びに本人確認書類の提示及び提出は不要とすること
3. 特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を

講じること

4. 本人確認書類の提示及び提出につき電子メールやインターネット等の電磁的方法による提示及び提出を認めること

XI. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置

1. 金融商品取引業者等が「番号」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること
2. 日本版 ISA の導入は、社会保障・税に関わる番号制度の開始以後とし、顧客から告知を受けた「番号」を日本版 ISA の重複確認手続において利用するなど、「番号」により日本版 ISA に係る非課税口座の開設手続を簡素化すること
3. 「番号」を告知した顧客が行う金融商品取引に関し、金融商品取引業者等から税務当局に対し「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が提出されることに鑑み、確定申告に際し、特定口座年間取引報告書等の書類の添付を不要とする等、納税者や金融商品取引業者等の手続的な負担を軽減する措置を講じること

(注) 社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること

XII. その他

- 日本版 ESOP の受益者が、当該日本版 ESOP に係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること

以 上